

# 障害者差別解消法への 対応状況

## 障害者差別解消法に関する県の取組

### 1 相談窓口の設置

平成 28 年 4 月 1 日に、県(知事部局)において、健康福祉部障がい福祉課に相談窓口を設置。

### 2 職員対応要領の策定

障害者差別解消法第 10 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年 12 月 28 日付けで、県職員を対象とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく職員の対応に関する要領」を策定。

### 3 職員研修の実施

障害者差別解消法の施行に備え、平成 28 年 1 月から 2 月にかけて、県職員全体に対する説明会(所属長に対して 6 回、一般職員に対して 18 回)を実施。

平成 28 年 4 月以降、新規採用者研修や新任所属長研修において、障害者差別解消法の概要や職員対応要領について説明。

### 4 広報啓発活動の実施

#### (1) 平成 27 年度

- ① 障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラムの開催(主催：内閣府・三重県)(平成 27 年 12 月)
- ② 県の広報紙である「県政だより」(平成 28 年 1 月号)に特集記事の掲載。
- ③ 三重テレビの「県政チャンネル」において啓発番組の放送(平成 28 年 1 月)。
- ④ 伊勢新聞への啓発広告の掲載(平成 28 年 3 月)。
- ⑤ 街頭啓発(津駅前と近鉄四日市駅前の 2 カ所)(平成 28 年 3 月)
- ⑥ 県内の障がい福祉サービス事業所連絡協議会、民生委員児童委員協議会、社会福祉法人等からの要請に応え、会議や研修会の場において説明。

#### (2) 平成 28 年度

- ① 障害福祉サービス事業者等集団指導時での説明(平成 28 年 7 月に県内 4 会場で説明)
- ② 県や医師会が主催者として開催する社会保険集団指導時での医療機関への説明(平成 28 年 7 月から平成 29 年 2 月までの間に、県内 9 会場で説明)
- ③ 三重県障がい者差別解消セミナーの開催(健康福祉部と三重県障がい者差別解消推進協議会との共催)(平成 28 年 9 月 9 日(金)県庁講堂にて開催)
- ④ 出前トーク等を活用した障がい者団体や人権協議会に対する説明(随時)。
- ⑤ 市町からの要請による市町職員への説明(随時)。

## 5 障害者差別解消地域支援協議会の設置

平成 28 年 8 月 17 日(水)に、三重県障がい者差別解消支援協議会を設置し、第 1 回協議会を開催。また、平成 29 年 1 月 31 日(火)に第 2 回協議会を開催。

## 6 市町担当者会議での説明

職員対応要領の策定、相談体制の整備、啓発活動の推進等について、情報提供や依頼を行ってきましたが、引き続き法の運用に関する情報共有を図るとともに、職員対応要領の策定、相談窓口の開設、障害者差別解消地域支援協議会の設置などについて働きかけを実施。

## 市町の障害者差別解消法に基づく体制整備の状況

		前々回調査 (平成 28 年 2 月 16 日現在)	前回調査 (平成 28 年 8 月 1 日現在)	今回調査 (平成 29 年 1 月 1 日現在)
職員対応 要領の策定	策定済	1	19	21
	策定予定	18	4	4
	未定	10	6	4
	予定なし			
相談窓口 の設置	設置済	1	23	26
	設置予定	18		1
	未定	10	6	2
	予定なし			
地域協議会 の設置	設置済		5	6
	設置予定	8	3	6
	未定	20	21	17
	予定なし	1		

### 今回の調査結果

- ・職員対応要領の策定…策定済 72.4%
- ・相談窓口の設置……………設置済 89.7%
- ・地域協議会の設置……………設置済 20.7% (津市、名張市、志摩市、伊賀市、東員町、玉城町)

市町における障害者差別解消法に基づく体制整備状況調査結果一覧表

平成29年1月1日時点／三重県障がい福祉課

No.	市町名	職員対応要領				相談窓口						差別解消支援地域協議会の設置						
		策定済み	策定予定	未定	予定なし	設置済み	設置機関名称	所在地	電話番号	設置予定	未定	予定なし	設置済み	設置形態	設置予定	未定	予定なし	
1	津市	28年4月				28年4月	①障がい福祉課 ②障がい者相談支援センター	①西丸之内23-1 ②大門7-15	①059-229-3157 ②059-272-4554				28年4月	津市地域自立支援協議会障がい者差別解消専門部会				
2	四日市市		29年3月			28年4月	障害福祉課	諏訪町1-5	059-354-8527								○	
3	伊勢市	28年2月				28年2月	高齢・障がい福祉課	岩瀬1-7-29	0596-21-5558						29年4月			
4	松阪市	28年3月				28年4月	①職員課 ②障がいあゆみ課	①殿町1340-1 ②殿町1340-1	①0598-53-4331 ②0598-26-9113								○	
5	桑名市	28年4月				28年4月	障害福祉課	中央町2-37	0594-24-1171								○	
6	鈴鹿市	28年11月				28年4月	障がい福祉課	神戸1-18-18	059-382-7626						29年3月			
7	名張市	28年3月				28年3月	障害福祉室	鴻之台1-1	0595-63-7591				28年8月	名張市障害者施策推進協議会				
8	尾鷲市	28年4月				28年4月	福祉保健課	中央町10-43	0597-23-8203								○	
9	亀山市	28年3月				28年4月	①人事情報室 ②地域福祉室	①本丸町577 ②羽若町545	①0595-84-5031 ②0595-84-3313						29年3月			
10	鳥羽市		29年3月				健康福祉課高齢・障害係	大明東町2-5	0599-25-1183								○	
11	熊野市	28年4月				28年4月	福祉事務所	井戸町796	0597-89-4111								○	
12	いなべ市	28年2月				28年4月	社会福祉課	大井田2705	0594-78-3511						29年4月以降			
13	志摩市	28年4月				28年4月	①地域福祉課 ②障がい者相談支援センターこだま	①鵜方3098-22 ②鵜方3098-1サンライフあご3F	①0599-44-0283 ②0599-44-3880				28年4月	志摩市障害者施策推進協議会				
14	伊賀市	28年6月				28年4月	①障がい福祉課 ②障がい者相談支援センター	①上野丸之内116 ②上野丸之内116	①0595-22-9657 ②0595-26-7725				28年4月	伊賀市障がい者地域自立支援協議会				
15	木曽岬町	28年4月				28年4月	福祉健康課	大字西対海地251	0567-68-6104								○	
16	東員町	28年4月				28年4月	地域福祉課	大字山田1600	0594-86-2804				28年4月	東員町障がい者協議会				
17	菟野町	28年6月				28年6月	健康福祉課	大字潤田1250	059-391-1123								○	
18	朝日町	28年8月				28年8月	保険福祉課	大字小向893	059-377-5659								○	
19	川越町			○													○	
20	多気町		29年4月			29年1月	町民福祉課	相可1600	0598-38-1114						29年4月			
21	明和町			○		28年4月	福祉保健課	大字馬之上945	0596-52-7115								○	
22	大台町			○								29年4月					○	
23	玉城町		29年1月			28年4月	生活福祉課地域包括支援室	勝田4876-1	0596-58-7373				28年4月	高齢者等虐待防止ネットワーク会議				
24	度会町	28年4月				28年4月	住民生活課	棚橋1215-1	0596-62-2413						29年			
25	大紀町	28年4月				28年4月	健康福祉課	滝原1610-1	0598-86-2216								○	
26	南伊勢町	28年2月				28年2月	福祉課	五ヶ所浦3057	0599-66-1114								○	
27	紀北町			○													○	
28	御浜町	28年8月				28年8月	①総務課 ②健康福祉課	①阿田和6120-1 ②阿田和6120-1	①05979-3-0505 ②05979-3-0515								○	
29	紀宝町	28年4月				28年4月	総務課	輪殿324	0735-33-0333								○	
合計		21	4	4	0	26	-						6		6		17	0

# 県や市町等への相談事例等（平成 28 年 4 月から 9 月まで）について

## 1 障害者差別解消法に係る相談事例等調査について

### （1）調査する事例

障害者差別解消法上の、「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」に関係する相談事例及び「合理的配慮の提供」の好事例を収集

### （2）調査主体

内閣府

### （3）調査対象

県や市町が受けた相談事例等のうち広く情報共有することが望ましいものや特徴的なもの（教育委員会、公安委員会その他関係する執行機関の事例を含む。）。ただし、対応が継続中の事例は対象外。

### （4）調査期間

次の 2 回に分けて調査

- ①平成 28 年 4 月から平成 28 年 9 月までの事例
- ②平成 28 年 10 月から平成 29 年 3 月までの事例

## 2 県から報告した事例

### （1）行政機関等による「合理的配慮の不提供」に係る相談事例

#### 【事例 1 - 1】

#### ア 相談を受けた機関等

三重県健康福祉部障がい福祉課、三重県教育委員会

#### イ 障がいの種別（障がい者の年代）

聴覚障がい（10 代）

#### ウ 本事例の概要

##### ①障がい者からの配慮申出

中学生の子どもを持つ保護者からの相談。4 月から、聴覚に障がいのある中学生の子どもに対するノートテイクの支援（教師が一人付き添い要約筆記方式で授業を受ける形式）時間が前年度に比べ削減されたが、変更となった理由がわからない。市町教育委員会の対応は不十分である。

##### ②対話の経過

三重県教育委員会人権教育課に相談内容を伝達し対応を依頼したところ、人権教育課や特別支援教育課にも相談者から直接相談が行われていた。

### ③解決した内容（結果）

人権教育課と特別支援教育課で情報共有し、人権教育課から当該市町教育委員会に連絡。保護者の考えを伝え、学校及び市町教育委員会から、保護者に説明を行うように伝えた。

学校と保護者が話し合いを行った結果、保護者が誤解していたところは理解を得た。また、学校としてノートテイクの支援時間数を増やした。

## 【事例1－2】

### ア 相談を受けた機関等

三重県健康福祉部障がい福祉課

### イ 障がいの種別（障がい者の年代）

聴覚障がい（不明）

### ウ 本事例の概要

#### ①障がい者からの配慮申出

運転免許更新時講習には、要約筆記者の手配をしてもらいたい。

#### ②対話の経過

障がい福祉課担当者が本人とメールによる対応により、三重県警察本部に対して相談内容について伝達し対応を依頼した。

#### ③解決した内容（結果）

要約筆記者の手配は、市町において行った。

運転免許センターでは、要約筆記者が同行することについての容認、講習を受ける際の座席の位置の配慮、カウンターでの耳マークの設置、講習ビデオへの字幕表示などが行われており、聴覚障がい者に対する配慮が進んでいることを、相談者が講習時に確認した。

なお、同センターでは、聴覚障がい者を含む各種障がい者の受入れ態勢の更なる充実を図ることとした。

## 【事例1－3】

### ア 相談を受けた機関等

市町障がい福祉担当課

### イ 障がいの種別（障がい者の年代）

視覚障がい（60代）

### ウ 本事例の概要

#### ①障がい者からの配慮申出

イベントへ申し込みしたいが、返信用ハガキでの申し込みだったため、視覚障がい者は申し込みできない。

## ②対話の経過

本人からの相談が高齢・障がい福祉課へあり、担当部署である文化振興担当課へつないだ。そこで担当部署と本人で対話を行い、どのようにすべきか相談した。

## ③解決した内容（結果）

視覚障がい者の障がい特性に配慮した申し込みを提案し、すべて電話にて申込、当選結果等のやり取りを行うことになった。

### 【事例 1 - 4】

ア 相談を受けた機関等  
市町障がい福祉担当課

イ 障がいの種別（障がい者の年代）  
聴覚障がい（不明）

ウ 本事例の概要

#### ①障がい者からの配慮申出

市町広報の問い合わせ先が電話のみであり、聴覚障がい者の方から問い合わせできないとの指摘を受けた。

#### ②対話の経過

障がい福祉担当者と広報担当者として、本人と対話した。

#### ③解決した内容（結果）

市町広報への問い合わせ先の F A X 番号の併記は、既に発行されたものについての対応はできなかった。しかし、今後発行する広報誌について、問い合わせ先に F A X 番号を併記することで理解を得た。

## （２）行政機関等における障がい者に対する「合理的配慮の提供」の好事例

### 【事例 2 - 1】

ア 相談を受けた機関等  
市町教育委員会

イ 障がいの種別（障がい者の年代）  
知的障がい（10代）

ウ 本事例の概要

#### ①障がい者からの配慮申出

体育祭の取り組み期間において、特別支援学級在籍生徒の保護者より「娘が、みんな（交流学級生徒）と大縄跳びをしたいと言いました。何とか跳ばしてやりたいのですが・・・」という内容の相談があった。

## ②相談を受けた機関等の見解

学校としては、当初は、安全面や本人の体力等に配慮し、交流学級の生徒を応援するかたちで参加させる予定であったが、この申し出を受け、本人の「やる気」を尊重する方向で、取り組みを進めることにした。

## ③対話の経過

本人の気持ちや保護者の願いを担当が聞き取った。特に、本人については、昨年の大縄跳びの取り組みの時の様子とは、ずいぶん成長し、前向きな姿勢を示していたことを、特別支援学級担任と交流学級担任がつかんでいた。

## ④解決した内容（結果）

この取り組みを進めるには、交流学級の生徒の理解が大切と考え、話し合う機会（HR）を作り、特別支援学級担任らが指導に当たった。

「一緒に跳ぶことが大切」「今まで練習してきた成果の結果を出したい」など様々な意見が出たが、特別支援学級の生徒が1回目は一緒に跳び、2回目は跳ばず応援にまわることになった。

本番当日、本人は1回目をみんなと一生懸命に跳び、2回目は一生懸命に応援することができた。

## 【事例2-2】

ア 相談を受けた機関等  
市町教育委員会

イ 障がいの種別（障がい者の年代）  
聴覚障がい（10歳未満）

ウ 本事例の概要

### ①障がい者からの配慮申出

聴覚に障がいがある子どもを、幼児対象のリトミック教室に参加させることが可能かと問い合わせが保護者からあった。

※リトミックとは、リズムや音に対して体で反応し行動することによって、さまざまな感覚を鋭敏にし、集中力、自発性、表現性などを養い、創造的な人間教育をめざす教育法。

## ②相談を受けた機関等の見解

リトミック教室は聴覚が重要と思われるが、全身でリズムを感得して行う部分が大きいので、他の子どもと一緒にできるかもしれない。講師の見解を待つこととした。

## ③対話の経過

保護者の意向としては、他の子どもと同じように参加させたい。

## ④解決した内容（結果）

講師の見解により、活動は可能であり、十分に他の子どもと一緒に参加できると判断した。

### 【事例 2－3】

ア 相談を受けた機関等  
市町教育委員会

イ 障がいの種別（障がい者の年代）  
視覚障がい（30代）

ウ 本事例の概要

①障がい者からの配慮申出

学校内の階段の上り下りでつまづくことが多いので、起点終点をわかりやすく表示してほしいと本人より相談があった。

②相談を受けた機関等の見解

当然の申し出として受諾した。

③対話の経過

—

④解決した内容（結果）

本人がわかりやすい方法を相談した結果、階段の起点と終点ができる表示として、階段の始まりと終わりに壁に蛍光テープを貼った。

### 【事例 2－4】

ア 相談を受けた機関等  
市町教育委員会

イ 障がいの種別（障がい者の年代）  
発達障がい（10代）

ウ 本事例の概要

①障がい者からの配慮申出

聴覚過敏のため、教員の大きな声や注意する言動によってパニックになるので配慮をしてほしい、また、聞こえてくる音量を調整するヘッドホンを着用したい、という内容の保護者からの申し出があった。

②相談を受けた機関等の見解

合理的配慮が必要と判断した。

③対話の経過

—

#### ④解決した内容（結果）

学校としては、全体への生徒指導の場面では、大きな声を出すことは避けられないことなので、ヘッドホンの着用を認めた。集会等で注意を伴うような場合、その集会には参加させず、担任から内容を伝えるようにした。社会見学では、音楽の聴けるヘッドホンを着用して、音楽を聴くことを許可した。こうした、合理的配慮により、パニックになる場面が減り、他の生徒と行動をともにすることができるようになった。

### 【事例 2－5】

ア 相談を受けた機関等

市町教育委員会

イ 障がいの種別（障がい者の年代）

その他（10代）

ウ 本事例の概要

#### ①障がい者からの配慮申出

対象児童が、進級するにあたり教室が2階となるため、障がいにより階段の昇降に不安を感じていることを保護者からの相談で聞き、校内でできることを検討した。

#### ②相談を受けた機関等の見解

合理的配慮が必要と判断した。

#### ③対話の経過

保護者とどんな対応ができるかを検討し、対象児童と何度も話し合いをおこなった。

#### ④解決した内容（結果）

階段の昇降に関して、階段に、滑り止めマットを設置。休み時間や教室移動に気を配り、職員が見守りをすることにした（2学期になり、対象児童の不安が解消されたため、見守り体制はなくなった。）。

また、運動会の徒競走やマラソン大会の走る距離などは、本人の体力を見ながら、保護者・本人と相談しながら距離の調整をしている。

### 【事例 2－6】

ア 相談を受けた機関等

市町教育委員会

イ 障がいの種別（障がい者の年代）

肢体不自由（10代）

## ウ 本事例の概要

### ①障がい者からの配慮申出

移動は車いすであるため、中学校校舎内の経路上にある段差を解消してほしいと保護者から相談があった。

### ②相談を受けた機関等の見解

学校生活が支障なく送れるよう必要な対策を講じる必要がある。

### ③対話の経過

学校（校長、教頭）が保護者と対話を行っており、学校が聞き取った内容をもとに、学校と協議しながら対策を講じた。

### ④解決した内容（結果）

中学校校舎内の車いすの移動経路上にある段差にスロープを設け、段差解消を行った。

## （３）事業者による障がい者に対する「合理的配慮の不提供」に関する相談事例

### 【事例３－１】

#### ア 相談を受けた機関等

市町障がい福祉担当課

#### イ 障がいの種別（障がい者の年代）

視覚障がい（60代）

## ウ 本事例の概要

### ①障がい者からの配慮申出

路線バスを利用するのに回数券が廃止になり、ＩＣカードに切り替わった。乗車時、降車時に読取機にかざす必要があり、降車時は運転手が近くにいるので良いが、乗車時に困っている。乗車時も運転手が運転席を離れ、入口側に来て手助けしてくれるが、自分のせいで時間を要しているように思われるのが嫌なので、別の対応（回数券の復活）を検討してほしい。

### ②事業者が配慮申出について対応できなかった理由

回数券の発行は、企業としてできないため。

### ③対話の経過

事業者と相談者が電話で話し合い、相談者が納得した。

### 【事例３－２】

#### ア 相談を受けた機関等

市町障がい福祉担当課

#### イ 障がいの種別（障がい者の年代）

知的障がい（10代）

## ウ 本事例の概要

### ①障がい者からの配慮申出

スイミングスクールに3年ほど在籍していた。

水泳教室（13歳以上のコース）の授業中に指導員の指示を聞かないため、危険ということで保護者同伴を求められる（同伴の保護者にも月謝は必要）などの対応が続いたため退会した。

### ②事業者が配慮申出について対応できなかった理由

保護者から報告を受けて、市町からスイミングスクールに確認したところ、入会時から独語、奇声を上げたり、課題を説明しても通じず時間を要することがあったので、スイミングスクールからは、保護者も水泳教室に入会する、ハンディキャップクラスへのコース変更する、1人で自由にできる一般コースへに変更する、などいろいろな提案をしていたことがわかった。

### ③対話の経過

この事案の保護者は、事業者の対応に満足せず、スイミングスクールを退会した。ただ、退会后、事後的に保護者から市町の相談窓口で報告がなされたが、市町に何らかの対応を求めたり、事業者に回答を要望することはなかった。

市町としては、このスイミングスクールが管内で数店舗経営しており、障がい者用のコースとしてハンディキャップクラスを設け、障がい者も多数在籍し、障がい者に対して一定の配慮を行っていることを把握している。（報告事例）。

## （４）事業者による障がい者に対する「合理的配慮の提供」の好事例

### 【事例４－１】

#### ア 相談を受けた機関等

市町障がい福祉担当課

#### イ 障がいの種別（障がい者の年代）

聴覚障がい（50代、60代、70歳以上）

## ウ 本事例の概要

### ①障がい者からの配慮申出

中途失聴の聴覚障がいがあることから、事業者が主催する講演会において、手話通訳でなく要約筆記での情報提供を求めた。

### ②事業者の見解

聴覚障がい者には、手話通訳者を配置し配慮を図っている。

### ③相談を受けた機関等の見解

中途失聴の聴覚障がい者は、手話の習得が困難な場合があるため、要約筆記などでの情報提供が必要である。

#### ④対話の経過

事業者は、聴覚障がい者へは手話通訳で配慮していると考えていたが、当該障がい者からの申し出により中途失聴した場合は要約筆記が必要であるとの認識を持つことができた。

#### ⑤解決した内容（結果）

当該障がい者から本課へ連絡があり、本課から事業者へ中途失聴の聴覚障がい者への対応方法について説明し、理解を得ることができた。講演会の当日、会場に要約筆記者を配置し、要約筆記が見やすい席をあらかじめ確保するなどの配慮が図られた。

# 障がい者施策の模範的な取組について

## 1 津市

### (1) コミュニケーション支援ボードの作成

言葉を理解したり使ったりすることが苦手な人が、イラストや写真などを指さすことによりコミュニケーションをとることができ、お互いの意思を伝え合えるよう、市役所窓口対応用に作成した。

### (2) 障がい者通所施設による津市役所 1 階ロビーでの物品販売

障がい者の経済的自立、理解・認識、社会参加を支援するため、三重県社会就労支援センター協議会津支部に参加団体の調整を依頼し、平成 28 年 10 月 20 日から月 2 回の予定(第 2・第 4 木曜日)で、市役所本庁 1 階ロビーにおいて物品販売を開催している。

## 2 伊勢市

### (1) 伊勢市障がい者サポーター制度を創設

これまで障がいについて知る機会がなかったり、障がいのある人と接する機会がなかった皆さんに、障がいへの理解を深めてもらい、障がいのある人への支援につなげる取組みとして、県内で初めての取組みとなる「障がい者サポーター制度」を創設。平成 28 年 12 月 17 日に、障がい者サポーター制度発足式を行い、障がい者サポーター制度がスタート。

障がい者サポーターの輪を広げることで、障がいがあってもなくても、「誰もが自分らしく暮らせる自立と共生のまち いせ」の実現を目指す。

### (2) ハンディプラス・アート 2016in 伊勢の開催

社会に生きる人たちすべてがかけがえのない存在として、自分の個性や才能をいかしながら、社会参加の実現をめざし、障がいのある人による自由な芸術活動を推進するため、松阪市で生活介護事業所を運営する「特定非営利活動法人希望の園」の協力の下、障がい者サポーター制度発足を記念して、障がいのある作家たちの作品展を平成 28 年 12 月 17 日から 25 日まで開催した。

### (3) 手話言語条例を制定

「手話が言語である」という認識に基づき、手話についての理解を深め、手話を使って安心して暮らすことができ、全ての人々が、お互いを尊重し、分かり合い、心豊かに共生することができる町を目指し、平成 27 年 10 月 7 日、「伊勢市手話言語条例」を制定。

この条例は平成 28 年 4 月 1 日施行で、施行後は、目的を達成できるよう、ろう者、手話通訳者、その他関係者と協議をしながら、各種施策を総合的かつ計画的に実施。

#### (4) お伊勢さんマラソンにおいて、車いすでも参加できるバリアフリーランの部を実施

毎年 12 月に「お伊勢さんマラソン」を開催している。これまでは、車いすの方は参加できなかったが、当事者の方からの参加したいとの要望を受け、平成 28 年 12 月 3 日開催の「野口みずき杯 2016 中日三重お伊勢さんマラソン」からバリアフリーランの部（約 1.7km）を新設した。

これにより、約 60 名の障がい者の方に参加していただけた。

### 3 鈴鹿市

#### (1) 障がい者の就労マルシェ

就労促進と障がい理解をコンセプトに平成 25 年度より毎年開催。企業等の就職説明会で障がい者と企業をつなぎ、福祉事業所の販売やイベントで障がい者と市民をつなぎ、毎年 1,000 人を超える入場者が集まっている。

#### (2) 障がい者ふれあい運動会

毎年秋、障がい者が運動に参加できる機会である鈴鹿市障がい者ふれあい運動会の運営を補助している。

#### (3) 鈴鹿シティーマラソン

鈴鹿サーキットを会場に行う市民マラソン大会に競技用車イス、生活用車イスの部門を設け、全国よりたくさんの方の参加をいただいている。平成 28 年 12 月に開催した大会の参加者は、全体で約 7,600 人、うち競技用車イス 12 人、生活用車イス 38 人。

### 4 名張市

(1) 名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例を策定（平成 28 年 3 月）。

(2) 名張市手話その他コミュニケーション手段に関する施策の推進に関する条例を策定中。平成 29 年 6 月の議会上程を目指す。

(3) 障害のある人もない人も共に暮らしやすい地域づくりに向けたイベントの開催

○日時 平成 28 年 1 月 30 日（土）午後 1 時 30 分～3 時 30 分

場所 子どもセンター（百合が丘西 5）

内容 午後 1 時 40 分～2 時…伊賀琉真太鼓・演舞

午後 2 時～3 時 30 分…講演「ダウン症の娘と共に生きて」

講師 金澤泰子さん（書家）

講演後、娘の翔子さんと親子トーク 参加者約 300 人

主催 名張市共生地域デザイン会議・名張市

- 日時 平成 29 年 2 月 5 日（日）午後 1 時 30 分～3 時 30 分  
場所 産業振興センターアスピア（南町）  
内容 午後 1 時 40 分～2 時…マンドリンアンサンブル「セシリア」による演奏  
午後 2 時～3 時 30 分…講演 私はもう逃げない  
～自閉症の弟から教えられたこと～  
講師 島田律子さん（タレント）
- 定員 250 人 ※先着順  
主催 名張市共生地域デザイン会議・名張市・伊賀市  
参加無料。申込不要。手話通訳・要約筆記・磁気誘導ループあり  
問合せ先 名張市役所障害福祉室 0595 - 63 - 7591

## 5 伊賀市

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく職員の対応に関する要領（平成 28 年 6 月 20 日訓令第 47 号）を制定。同月に上記要領が施行された。
- (2) 従前から障がい理解を深めることを目的として、全職員対象に障がい福祉研修会を開催していたが、平成 28 年度も、障害者差別解消法が施行されたことを意識し、以下の研修会を開催。

障がい福祉課 職員研修会開催

テーマ：発達障がいについて 10/21 140 名参加

精神障がいに対する具体的な配慮について 1/27 開催予定

- (3) 障がいのある人の人権に関する理解と認識の啓発の推進をするために、市民に対し平成 28 年度は以下のような取り組みを実施。

① 7/17 ひゅーまんフェスタ 2016 講演会の開催

テーマ：障がい者とスポーツ

講師：伊賀市障害者障がい者福祉連盟 福澤正志さん、山本志賀子さん

② 11/21～27

伊賀上野ケーブルテレビ行政だより「ウィークリー伊賀市」で障害者差別解消法特集

③ 12/1 号広報「いが市」により障害者差別解消法の周知

④ 12/3 街頭啓発の実施

伊賀市内スーパーマーケット（アピタ・イオンタウン）店頭にて実施。障害者差別解消法啓発チラシ 1,000 枚・啓発用クッキー 1,000 個配布（啓発チラシ、クッキーについては障がい者訓練施設で作成）。

## 6 大台町

町内の公共施設の空き部屋を利用し、町内の事業所では受入れが困難と判断された障がい者（強度行動障がいを有する者）の支援（「日中一時支援」）を行なっている。支援は、大台町の職員が行なっている。

## 7 玉城町

### (1) 障害者差別解消法の啓発

①H28.3月号広報たまき・なみなみだより掲載

②H28.6.5(日)元気ですたまきまつりにて、自立支援協議会(くらし部会)による啓発・アンケート

### (2) 交流(町社協が主で開催)

①H28.5.20(金)たまリンピックの開催

町内障がい福祉サービス事業所利用者と民生委員、ボランティア団体等が参加。

②春休み・夏休み・冬休みに、はッピーサークル開催

特別支援学校・特別支援学級に通う小・中・高校生を対象に、長期休暇中の余暇活動を開催。ボランティアとして、民生委員や他ボランティア団体、学生ボランティアが参加。

### (3) 障害者差別解消法講演会

・H28.11.6(日)野澤和弘氏による講演とくらし部会による啓発劇を実施(H29.1.1からケーブルテレビ特別番組で啓発劇・講演会を放送中)。また、H29.1月号広報たまきにハイライト掲載

※ 自立支援協議会・くらし部会では、障害者差別解消法の啓発方法等について毎月1度集まって話し合っている。なぜ啓発劇を実施することになったかという、こういった制度を広めるには、福祉教育が大切だと言う話になり、子どもたちでもわかりやすい劇などで伝えるのはどうかということになったため。